

回 答 書 (第3回)

多世代交流センターの指定管理者選定に当たり、下記のとおり提出された質問に対して回答します。

質問事項	質問内容	回答
【申請要領 P2】 スタッフ用駐車場	1,570 円/月で利用可能との事ですが、台数制限はありますか。	台数の制限はありませんが、スタッフ駐車場は想定する最大人数ではなく、常勤者の人数分とします。
【申請要領 P2】 開館時間及び休館日	竣工及び現地に入れるのはいつになりますでしょうか。また現地での準備期間の開館時間、休館日を教えてください。	開設準備期間については、質問回答書（第2回）のとおりとなります。 また、現地での開設準備期間における作業時間等については、本庁舎の開庁時間を原則としますが、都合により閉庁時間中の作業を希望する場合は協議とさせていただきます。
【申請要領 P5】 要求水準	来館者数、満足度、講座・イベントの回数がそれぞれ示されていますが数値の根拠を具体的にお示してください。	<p><要求水準における指標の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ●来館者数 他自治体類似施設の来館者数を参考。(200 人/日) ●満足度 本市の指定管理者制度による管理運営を行っている施設の満足度を参考。 ●講座・イベント回数 週 1 回の講座を年間通じて 10 コマ程度実施いただくことを想定 (計算) 1 講座×4 回/月×12 月=48 回/年 48 回/年×10 講座=480 回 ※上記に 20 回程度のイベントを加えて 500 回の指標を設定

<p>【申請要領 P5】 要求水準</p>	<p>多世代交流センターの年間来館者数 72,000 人以上になっていますがこれは施設全体の数値でしょうか。若しくは指定管理者の範囲での数値でしょうか。また来館者のカウント方法を教えて下さい。</p>	<p>施設全体の来館者数ではなく、多世代交流センターの来館者となります。 また、来館者数のカウント方法は質問回答書（第2回）に記載のとおりです。</p>
<p>【業務仕様書 P3】 ④利用者への対応業務</p>	<p>ホームページ、施設案内パンフレットは施設全体のものを作成との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ホームページ及び施設案内パンフレットは、施設全体ではなく、多世代交流センターに関する内容としてください。</p>
<p>【業務仕様書 P3】 ④利用者への対応業務</p>	<p>施設の情報紙の作成及び配付、施設見学及び視察等への対応は多世代交流センター内での対応との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>施設の情報紙の作成及び配付、施設見学及び視察等への対応は、原則として指定管理者が行うものとしますが、必要に応じて本市も対応します。</p>
<p>【業務仕様書 P6】 ⑬緊急時の対応に関する業務</p>	<p>防火管理者は指定管理者の方での用意でしょうか。</p>	<p>施設全体の管理は本市が行いますので、指定管理者側での防火管理者選任は不要です。</p>
<p>【業務仕様書 P7】 指定事業</p>	<p>指定事業の具体的な例示をお願いします。</p>	<p>指定事業は申請要領 P3、業務仕様書 P7 に記載のとおりです。 <指定事業の一例> ・高齢者向け元気アップ体操 ・低カロリーの料理教室 ・キッズダンス教室 ・ヨガ教室 ・世代間交流イベント など ◎例示は要件ではありません。具体的な事業内容は指定管理者の創意工夫に委ねます。</p>

<p>【業務仕様書 P8】 自主事業</p>	<p>自主事業の具体的な例示をお願いします。</p>	<p>自主事業は申請要領 P3、業務仕様書 P8 に記載のとおりです。 <自主事業の一例> ・ 絵画教室 ・ バンド教室 ・ 写真教室 ・ 料理教室 ◎上記例示であっても「健康・子育て・高齢者福祉・市民交流」の設置目的にいずれかに資する事業は指定事業となります。また、例示は要件ではなく、具体的な事業内容は指定管理者の創意工夫に委ねます。</p>
<p>【様式第 2 号】 (2)管理運営実績</p>	<p>「②施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験等について」との項目がありますが本施設の管理運営上、必要な専門的知識や資格、経験があれば教えてください。</p>	<p>指定事業、自主事業、イベント等を効果的に実施いただくため、健康づくり、子育て支援、介護予防等に関する知識や経験を求めます。</p>
<p>【様式第 2 号】 (2)管理運営実績</p>	<p>「③共同事業体により管理運営を行う場合の役割・責任分担等について」との項目がありますが共同事業体でない場合は記載なしでよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のとおりです。</p>
<p>【その他】 施設全体の責任者</p>	<p>本施設全体の責任者は市の方でおかれるのでしょうか。全体像が見えにくいので図解にてお示してください。</p>	<p>施設全体の責任者は本市となります。詳しくは申請要領 P1、P3 にて指定管理対象部分ならびに業務区分をご覧ください。事業の全体像は、申請要領ならびに業務仕様書で読み取れるものと考えておりますので、図解による回答は差し控えさせていただきます。</p>